

白石区複合庁舎警備業務 質問項目及び回答

No.	質問項目	回答
1	待機中も1ポストとして考えて良いでしょうか？	仕様書5警備実施時間(1)常駐警備時間ウのとおり、待機時間は勤務時間としますので、待機中の警備員は1ポストとカウントしません。
2	警備実施時間の常駐警備時間についてですが、前段で「毎日24時間、警備員2ポスト以上」また、ウの項目に「待機時間は勤務時間としないため、その間は別の警備員を配置して業務を遂行すること」という記載がありますが、昼食、夕食などの食事休憩、夜間の仮眠時間において、ポストとは別に休憩交代要員を用意し、いかなる時も2ポスト勤務させる必要があるということでしょうか。	お見込みのとおりです。